

児演協の求める法人化

荒木 昭夫（東京都／日本児童・青少年演劇劇団協議会事務局長）

1 児演協とは何か

児演協とは、日本児童・青少年演劇劇団協議会の略称です。

子どもたちのために、「劇」をすることを職業とする劇団の集まりで、85の劇団が加盟しています。構成人数では約2700人。いわば「業者組合」のようなもので、設立して既に18年になります。

が、いまだに「任意団体」です。年間の観客総数は1,200万人。つまり日本人口の10%。ステージ数が3万回。総売上げが120億円の「業界」と推計できます。そして平均給与が年収で189万円という職場。芸能実演家の世界では、まぎれもなく最下位に位置しています。

さて、児演協の「協同組合」にかんする関心は設立して10年目、84年秋から始まりました。

この種の組織の事務局としては、加盟する劇団の「一番切実な要求」に応えることこそが任務ですから考えました。「我が加盟劇団は、一体何が一番困っているのでしょうか」と。

「それはお金だ」と分かりました。といって、差し上げられるお金がある訳がありません。せめて「借りてあげましょうか」という次第で商工組合中央金庫を訪問しました。

商工中金では、「可能です。が任意の団体では困ります。先に組合を作ってください」と教えられました。「それは恐らく事業協同組合でしょうが」とも聞かされて初めて、六法全書をひもといたものです。

なるほど。中小企業基本法も、中小企業等協同組合法も、確かに私たちの零細な活動を支援してくれている法律だと読みました。

設立の原則として、①組合員の相互扶助を目的としていること。②加入・脱退は任意であること。③議決権は平等であること、など。

これらについては、児演協ではまさにそのように実践してきたのでありますから、これには、何の問題もありませんでした。

で、その事業協同組合をつくるのでしょうか。共同受注、共同生産、共同購入、共同販売、共同運送、共同保管、……。劇団の日常使ってきた言葉に翻訳すれば、統一オルグ、合同公演、合同倉庫、見本市、といったことになるのでしょうか。

ところでそんなことに我が加盟劇団のそれぞれが、果たして関心をもっているのでしょうか。

2 法人化は可能か

そこで早速、「児演協の協同組合化は可能です。やりますか」という問いかけのアンケートをだしました。

賛成の意志は、構成比で25%の劇団から届きました。反対はなしですが、後の75%の劇団は「分からない」か、さもなければ「沈黙」でした。つまり「協同組合が分からない」のでした。

しかし、児演協を法人化するのであれば、それはむしろ「協同組合」よりも「社団法人」ではないのか、という議論が出て来ました。

実は最初にこの児演協を設立させるとき、それは1975年でありましたが、そのときから、社団法人格を取得したいという願いはありました。が、既にその10数年前、日本児童演劇協会という児童演劇人たちの組織が「社団法人格」を取得していて、同一業種での認可は難しいと知らされてきました。その「協会」は個人加盟の組織でありますから、団体加盟の我が児演協は当然ながら組織の性格が違うとの論が立つ。故に「その社団法人を取得すべきだ」という意見が主流となりましたから、暫くは文化庁との接触が続きます。

児童演劇人も「芸術家」と認知されたいという

意識がありますから、通産省認可の事業協同組合よりも、同じことなら文化庁認可の、「文化の薫りのする」社団法人でありたいという気分もあるのでしょうか。

案の定、文化庁はいいました。「先に認可した社団法人がある。君たちとよく似た事業をやっているし、役員も重複している。あえて別の社団法人をつくる必要はないではないか。どうしてもというのなら、全く別の事業を行う団体として計画し、実践してからおいでなさい」。

3 事業協同組合をつくるとすれば

そこで再び、協同組合化への検討も始めることになりました。

関係者が納得しあって、その事業のために出資して、その事業の成功のために努力しあう、というのが協同組合の事業活動ならば、まずは連帯の思想の成熟していることが条件となります。

そして地域的には、それが醸成されているところもありました。例えば関西圏。1960年から、この地では児童・青少年演劇の劇団の集まりが組織されていて、「地域に根差す」という活動が継続して存在していたからでした。

その成果で、吹田市立の文化ホール、メイシアター主催の吹田市における児童演劇フェスティバルが定期的で開催されるようにもなりました。収支も参加劇団の意志で極めてオープンに経理され、必要な上演料もきちんと支払われるようにもなりました。実験的な新作などは、普段ではなかなか観客を集め得ないものです。そんな作品の発表の場も、これで獲得することが出来ることになった訳です。

またこれらの劇団は、学校巡回公演が主たる「営業」の場所であり、いまもこの「市場」での競争を余儀なくされる「市場現場」であるのですが、ここでもダンピング競争をして、またまた自らの創造水準を引き下げるといような「愚かな行為」を繰り返したくない、との声は、早くから叫ばれていました。

であるなら、独占禁止法24条で、「料金協定禁

止についての適用除外」が受けられるという意味では、これは協同組合づくりにはぴったりでした。なぜ早く踏み切らないのか、と問われても当然の状態、とも考えられるところでした。だから、地域的にでもいいから、できるところから始めたらいいではないか、という声も出ました。

でも、です。いざ出資を募って始め出したとして、有効・適切な事業が継続するかどうか。「強固」だと思われている相互扶助と連帯の思想も、ひょっとして、すぐにも、もろくも崩れ去るほどのものかもしれないではありませんか。

どういう事業で、どう踏み切るのか。

4 芸術創造の協同

児演協。ここは「子どもたちのために劇をすることを職業としている劇団の協議体」ですから、それは演劇芸術の世界であります。が、同時に教育産業の市場でもあります。収入の活動は「公演活動」によるものでありますから、「なにを、どう、売るか」というのが課題となります。あるいはまた、「なにを、どう、売らないか」という課題でもあるでしょう。

子どもの数はどんどん減少していきますから、従って対象としている観客の数も総体としては減少していきます。しかしまた、少なく生んだ子どもに対しての、親の教育的期待は大きいものとなり得ますから、その意味で、大局的には、今後、「陽のさしてくる場所」となるかも知れないのです。「感性豊かな、芸術的素養を蓄積した、つまり文化的にも全面発達した人間に育てたい」という親の高い教育要求が成長してくる、とも観測できます。

児演協の設立の目的の第1は「児童・青少年演劇での職能的基盤の確立」でした。もちろん「児童劇ならなんでもよい、メシが食えればそれでよい」などといっているわけではありません。それはまさに、豊かな人間発達に資す舞台芸術を作り出すことによってなす「社会的な環境づくり」でなければならぬと考えるのは当然のことです。

我々演劇芸術に携わる者が、自らに納得出来る

作品を制作し、上演し、そのことで、児童・青少年演劇を職能的に成り立たせることが我々に課せられた任務でした。その課題に応える道筋の選択として、いま、協同組合の道を選びとることが出来るか、という時点に立ち至っているのです。

ここへ来て、また私たちは立ち止まります。

児童・青少年演劇への需要は、ほんとにあるのか。芸術創造団体は、ほんとにどこまで、団結できるのか。「うちだけが売れたらいい」と実は、腹の底で思っているのではないか。

5 人間の発達を促す法制

現在、85ある加盟劇団の多くは、株式会社か、有限会社という営利法人の法人格を取っています。が、実際には「営利」を目的にして活動している集団であるとはとても思えない集団である、と言い切ることが出来ます。

それはもう殆ど税金を「適切に納付する」ための方便でありましょう。

しかしこの「劇団」という芸能に関する活動を行う団体にとっては、支払われる上演料について、その支払うものの元において、所得税としての前納、10%の源泉徴収が行われるという「法律」が適用されています。

劇団が期末において赤字ということになれば、その団体の確定申告によって、「税金の納め過ぎについては、後に還付が受けられる」という税制が適用されているのです。

ところで、職業劇団の公演は主として連続した旅公演によって行われます。この場合の舞台荷物の輸送費、交通費、宿泊費といった公演経費については、本来なら、これは主催者がその支払いを済ませておく性質のものとされているのですが、かなりの場合、主催者から劇団に現金で手渡される場合があります。この場合もまた、10%の所得税源泉の天引き納入が主催者側に義務づけられているという税制です。

この制度が創造団体の経営を極めて圧迫して行くことは、すぐにも理解していただけることでしょう。だから、今日、我が国の各所、各分野で展

開されている公共的で社会的な活動、その非営利と確認できる事業については、本来別の税制でなければならないのではないかと考えられ始めました。またそうした団体であると認知するためには、「非営利法人」あるいは「芸術文化法人」という新しい概念による法人格が創設されないか、という期待が起こり、文化芸術分野の世界で論議を呼び始めたところです。

国や自治体、あるいは企業などの文化活動に対する支援はどのように行われているか。それを調べて我が国の文化支援についての施策を講じて戴きたいとして、数年前(1989)音楽議員連盟振興会議や芸団協から調査団を、欧米に派遣しました。

そしてアメリカでは「非営利団体支援への税制優遇」の制度が成長していることが知らされました。同時に「非営利団体」あるいは「非営利機関」という言葉のあることを知ることになりました。

1991年に翻訳されたピーター・ドラッカー著の『非営利組織の経営』の、著者による「日本語版への序文」を引用しましょう。——いまも機能している最古の非営利機関は日本にある。奈良の古寺がそれである。創立の当初からそれらの寺は、非政府の存在であり、自治の存在だった。もちろん「企業」でもなかった。そして今日、日本にはかなりの数の非営利機関、つまり美術館、病院、私立学校、そして私立大学がある。——

なるほど確かに美術館や病院や私立学校は、極めて公共的であり、社会的である活動に違いありません。子どもたちの成長発達に資することをこそ、その任務と考える児童・青少年演劇の諸活動は、当然のことながらこの「非営利団体」と認知されて然るべきだし、もしこういう活動を認知する法人を創出されることが出来るのなら、そして我々の活動が、それによって、より意欲的にかつ積極的に展開できるという法人であるなら、我々は喜んで、その法人づくりにも力を出すことでしよう。この時代を生き抜き、自らに納得のできる仕事をやり通すことのできるための法人、まさに人間の発達を促す法人を求めて、模索と期待を続けています。